

西会津町公共施設等総合管理計画



平成 2 9 年 3 月
福 島 県 西 会 津 町



目 次

公共施設等総合管理計画について

第1章	西会津町の概要	2
1	本町の概況	2
2	公共施設等の状況	3
3	人口動向	8
4	財政の現況と課題	10
第2章	更新費用の推計	12
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
1	現状や課題に関する基本認識	22
2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
第4章	全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策について	30
第5章	フォローアップの実施方針について	30

公共施設等総合管理計画について

1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

西会津町では、行政需要や住民ニーズの高まりにより、これまで多くの公共施設を整備してきましたが、役場本庁舎や連絡所・支所などの行政系施設をはじめ、小・中学校などの義務教育施設やケーブルテレビなどの情報通信施設、さゆり公園内にある多目的広場や野球場、体育館、屋内外プール、更には温泉施設やフィールドアスレチックなどのスポーツ・観光又はレクリエーション施設、公営住宅など多岐にわたっています。

また、道路や橋りょう、上・下水道施設などのインフラ施設についても保有するなか、これらの公共施設等が順次、更新時期を迎えることに伴い、老朽化した施設にかかる多額の修繕や建て替え費用、維持管理費用に対する財源の確保が課題となります。

その一方で、現下の厳しい財政状況のもと、少子高齢化の進行と加速する人口減少において、今後は既存の公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応するため、効率的な施設管理を計画的に進めていく必要が生じています。

こうした現状を踏まえ、中長期的な公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、本町の公共施設等の管理に関する基本的な方針を整理した公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2) 公共施設等総合管理計画の目的

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

本計画で示された方針に基づき、今後、公共施設等の再編計画等を策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3) 対象とする公共施設等

本計画において対象とする公共施設等は、普通会計に属する公共施設のみならず、公営企業会計に属する公共建築物、道路、橋りょう、上・下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等とします。

なお、本計画に計上する公共施設等は「公共建築物（庁舎、消防施設、学校、図書館、体育館、福祉施設等）」と「インフラ施設（道路、橋りょう、砂防、上・下水道施設、トンネル、シェッド等）」の2種類に大別することとします。

4) 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢や地域環境等に大きな変化があった場合には、上記に関わらず見直しを行うこととします。

第 1 章 西会津町の概要

1 本町の概況

本町は、昭和 29 年 7 月 1 日に河沼郡野沢町、尾野本村、登世島村、睦合村、下谷村、上野尻村、群岡村、宝坂村、耶麻郡新郷村、奥川村の 1 町 9 ヲカ村が合併し「西会津町」が誕生しました。

その後、昭和 35 年 10 月に旧高郷村(現喜多方市)の軽沢地区を編入して現在に至っております。

平成 16 年 9 月に「西会津町自立宣言」をして、他の市町村とは合併せずに自立の道を歩むことを決めました。また、平成 19 年 12 月には町の憲法といえる「西会津町まちづくり基本条例」を制定し、町民・議会・行政が一体となった「協働によるまちづくり」を進めており、平成 26 年には西会津町が誕生して 60 年を迎えました。

西会津町は、福島県の北西部、耶麻郡に位置し、周囲は東に喜多方市・会津坂下町、南に柳津町と金山町、北西部は新潟県阿賀町に接しています。

東西に 17.55 km、南北に 34.50 km と南北に長く、298.18 km²の面積を有し、全体の 85 % を山林が占める山村地域であります。かつては越後街道の宿場町、西の玄関口として交通・商業の要衝の地として栄え、大山祇神社や鳥追観音などがある「信仰の里」としても親しまれる古い歴史の町でもありました。

また、本町の中央部において国道 49 号が東西に横断し、その南側には平成 9 年 10 月 1 日に全線開通した磐越自動車道があります。そのほか、主な幹線道路として南に伸びる国道 400 号と北部を横断する国道 459 号があり、一級河川阿賀川が町の中央部を流れ、それに沿って JR 磐越西線が通っています。

西会津町の位置図



西会津町のデータ

面積 298.18 km²

総人口 6,582 人(H27 国勢調査「確定値」)

2 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の概況

平成29年3月時点において、本町が保有する公共施設は101施設（総延床面積77,122㎡）です。これらの施設を、本町の公共施設の実情に即して、下表の区分により分類しました。

対象施設の一覧

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)
町民文化系施設	集会施設	コミュニティ施設	1	967	172.3
		公民館	2	1,327	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	5	4,196	70.9
		プール	1	978	
		屋外運動場	1	360	
		その他スポーツ施設	1	1,210	
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場等	1	719	38.6
		レクリエーション施設	1	126	
		観光施設	2	1,943	
	保養施設	保養施設	1	2,368	56.0
学校教育系施設	学校	小学校	1	4,721	24.8
		中学校	1	8,429	
	その他教育施設	給食センター	1	667	36.6
子育て支援施設	幼保・こども園	こども園	1	1,793	0.0
医療施設	医療施設	診療所・医療センター	5	1,154	111.8
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	6	4,277	59.6
	保健施設	母子等生活支援施設	1	456	91.2
行政系施設	庁舎等	庁舎	4	4,075	99.7
	消防施設	分署・分遣所・出張所	1	2,644	153.2
	その他行政系施設	その他行政系施設	23	2,804	86.0
公営住宅	公営住宅	公営住宅	5	10,315	71.8
公園	公園	公園	1	1,120	70.2
その他	その他	公衆便所	5	129	122.8
		その他	6	1,296	
		普通財産	24	19,048	
			101	77,122	-

※子育て支援施設については、平成29年4月に開園する認定こども園を行政財産として位置付けております。

その一方、野沢、尾野本へき地、群岡へき地保育所、芝草分所においては普通財産へ位置付けております。

※消防施設については、各分署をまとめて1施設として計上しております。

※旧新郷教員住宅については、普通財産ではなく、その他施設へ位置付けております。

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝老朽化度

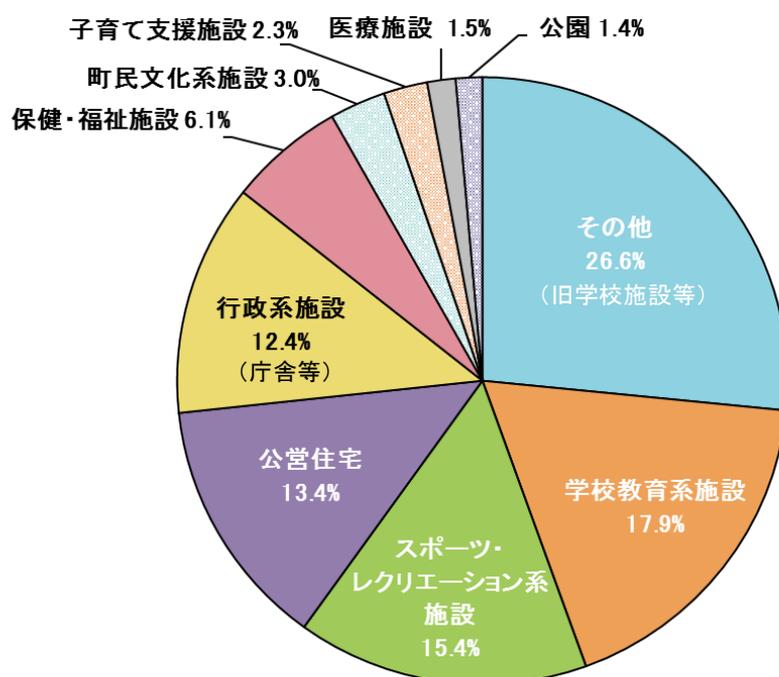
(A棟延床面積×A棟老朽化度+B棟延床面積×B棟老朽化度+C棟…)÷中分類延床面積合計＝中分類毎老朽化度

(2) 公共建築物の設置状況

公共建築物の設置状況を大分類別の延床面積で見ると、「その他」を除けば、「学校教育施設」が最も多くを占め、次いで「スポーツ・レクリエーション系施設」、「公営住宅」、「行政系施設」と続きます。

大分類別の施設保有割合（延べ床面積）

(平成 29 年 3 月時点)



(4) インフラ施設の状況

町が管理するインフラ施設は以下の通りです。

①道路

種別	延長(m)	面積(m ²)
1級町道	29,161	211,821
2級町道	36,020	170,028
その他の町道	345,226	1,341,568
林道(舗装分)	102,422	433,778
自転車歩行車道	15,951	46,495
合計	528,780	2,203,690

②橋りょう

橋りょう長さ	本数(本)
15m未満	110
15m以上	64
合計	174

種別	面積(m ²)
PC橋	3,053
RC橋	2,479
鋼橋	10,397
石橋	—
その他	231
合計	16,160

③上水道

種別	延長(m)
導水管	775
送水管	2,391
配水管	53,627
合計	56,793

④簡易水道

種別	延長(m)
導水管	4,611
送水管	3,752
配水管	43,456
合計	51,819

⑤下水道

[公共、特環]

管径別	延長(m)
250mm 未満	26,509
250～500mm 未満	—
500～1000mm 未満	—
1000～2000mm 未満	—
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	26,509

種 別	延長(m)
コンクリート管	51
陶管	—
塩ビ管	26,256
更正管	—
その他	202
合計	26,509

[農集]

管径別	延長(m)
250mm 未満	24,179
250～500mm 未満	—
500～1000mm 未満	—
1000～2000mm 未満	—
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	24,179

種 別	延長(m)
コンクリート管	—
陶管	—
塩ビ管	24,094
更正管	—
その他	85
合計	24,179

⑥インフラ系公共建築物（下水道施設、農業集落排水施設、簡易水道施設、水道事業施設）

平成 29 年 3 月時点で、インフラ系公共建築物は 20 施設で、延床面積は 5,421 m²です。

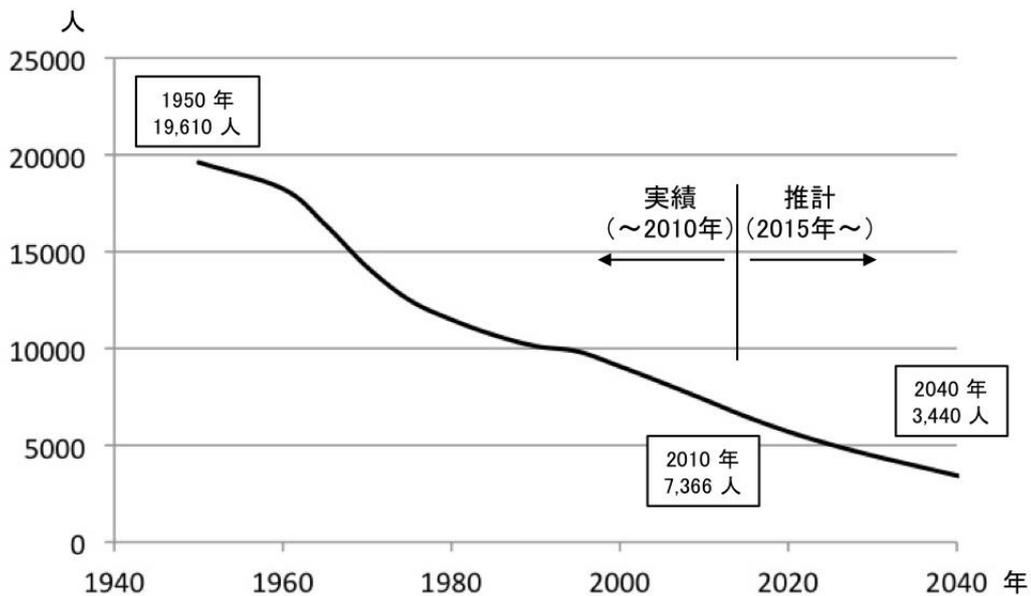
3 人口動向

(1) 西会津町の人口推移と推計

本町の人口は、高度経済成長期の昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて著しく減少し、その後も常に減少傾向が続いています。若者の流出により高齢化が進み、子どもの数も減少しています。

人口の減少は、町内及び周辺地域での就労の場が少なかったため、若年層を中心として町民が町外へ流出していったことによる社会減が大きな要因でしたが、近年はむしろ死亡者数が出生者数を上回る自然減の影響が大きくなっています。高齢化が進行した上、社会増減に影響をおよぼす若年層の絶対数の減少や出生率の低下が原因となっています。

平成 22 年実施時の国勢調査結果に基づき算出した推計値（「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より）によると、今後も人口は急激に減少を続け、平成 52 年には 3,440 人までに減少することが見込まれています。（平成 27 年実施時国勢調査人口 6,582 人と比較した場合約 47.74%減）



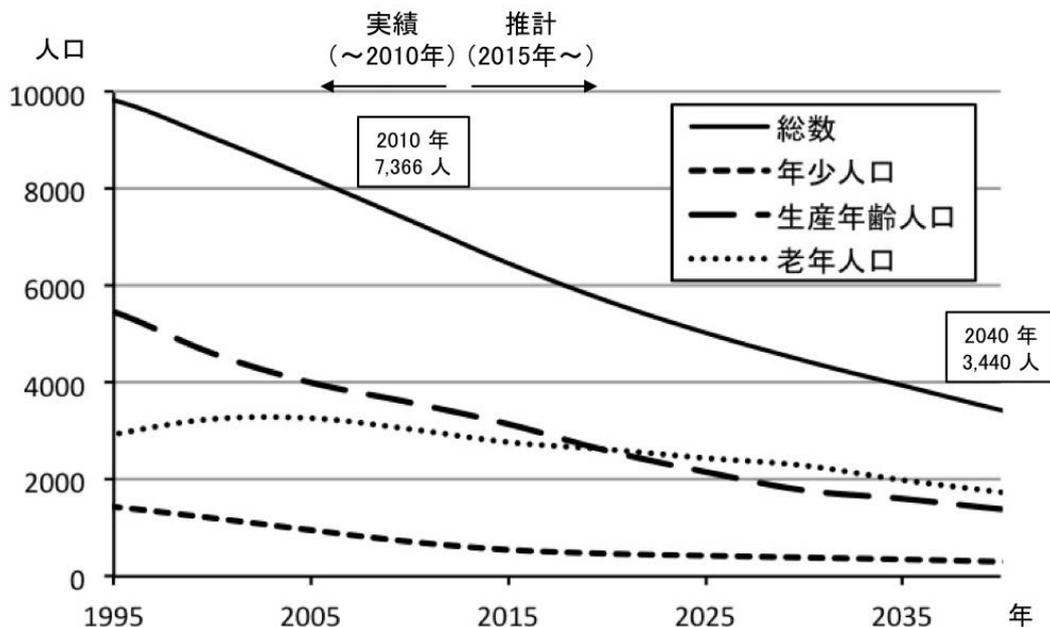
出典：「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

※上記グラフ及び次ページのグラフは、平成 22 年度国勢調査をもとに作成したものです。平成 27 年度国勢調査の結果を含むものではありません。

(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

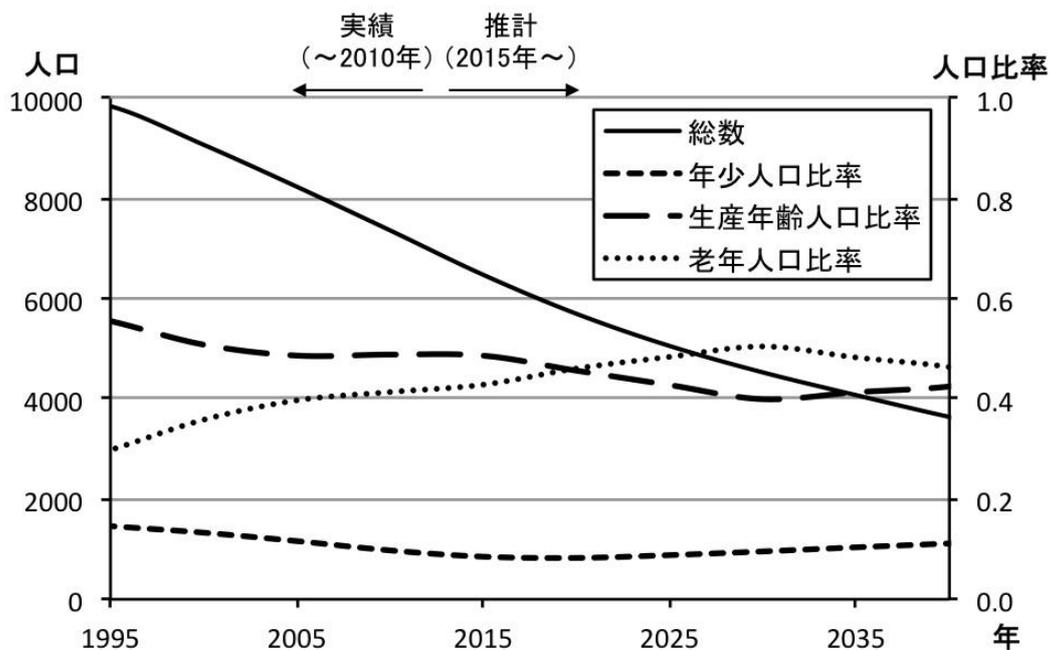
平成 42 年以降、第 1 次ベビーブーム世代の高齢化により、老年人口の減少が顕著になることが予想され、生産年齢人口の減少は緩やかになると推察されます。

また、年少人口の減少も平成 27 年度以降緩やかになることが予想されます。



出典：「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

なお、平成 27 年度実施国勢調査結果と比べた場合、老年人口は 43.6%、年少人口は 8.6%となりましたが、平成 52 年には老年人口が 50.7%、年少人口は 8.8%になると推計されます。

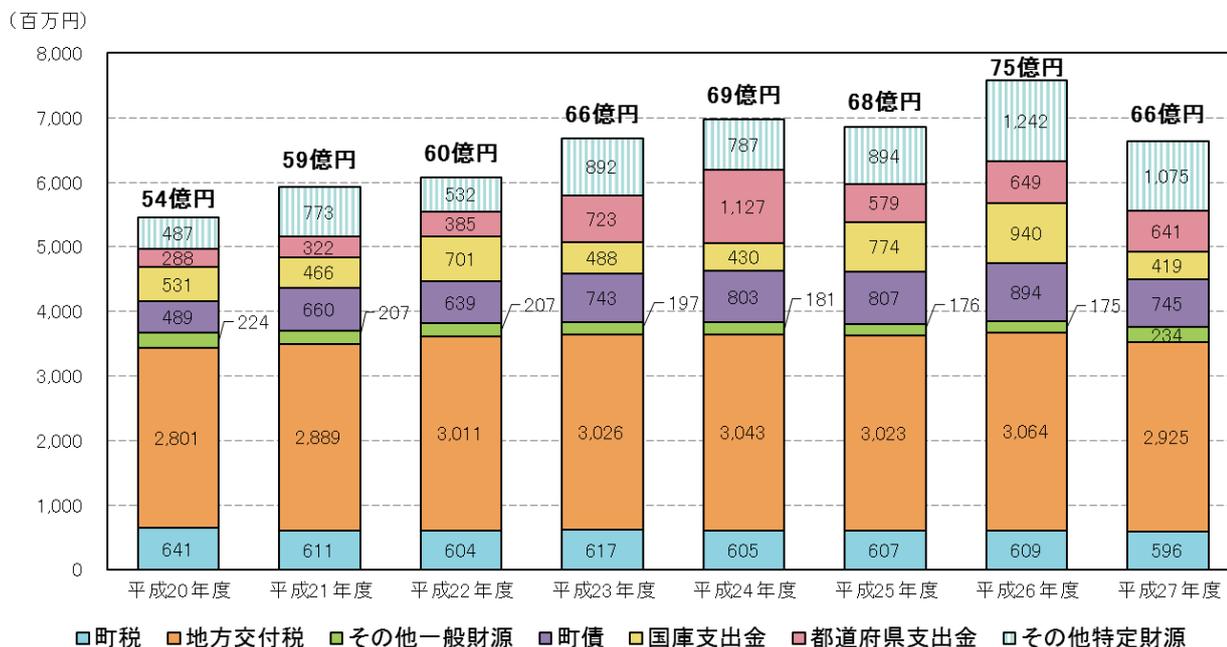


出典：「西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

4 財政の現況と課題

(1) 歳入決算の推移

普通会計歳入の推移



平成 27 年度普通会計の歳入決算総額は 66.4 億円となっています。その内訳は地方交付税が 29 億円と最も多く約 4 割を占めており、次いで町債の 7.5 億円、町税収入の 6 億円となっています。

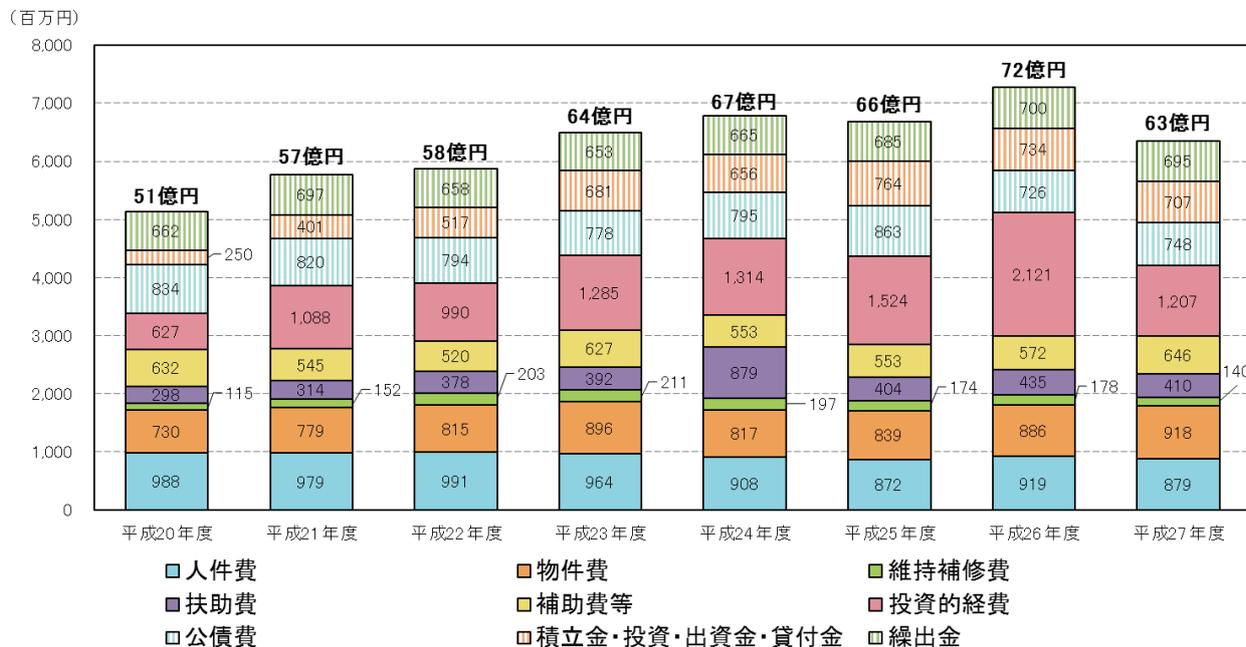
歳入決算額の推移をみると、平成 22 年度までは緩やかな増加傾向でありましたが、平成 23 年度から平成 26 年度にかけて大きく変動しています。

これは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・復旧事業や小学校新校舎の建設整備をはじめとした学校施設の大規模改修事業などを実施したことに対する国・県支出金が交付されたことにより、決算額は平成 26 年度をピークに大きく変動しました。

なお、平成 28 年度の本町の財政見通し（財政シミュレーション）では今後普通交付税において、人口減少や学校統合などによる段階的な基準財政需要額の縮減が始まることで、平成 33 年度には約 5.0 億円の減額が見込まれており、約 7 割の依存財源を占める本町にとっては、将来的に大変厳しい財政状況となることが予測されています。

(2) 歳出決算の推移

普通会計歳出の推移



平成27年度普通会計の歳出決算総額は63.5億円となっています。性質別で見ると、社会資本整備などに要する投資的経費が12.1億円で最も多く、次いで物件費が9.2億円、人件費が8.8億円の順となっています。

歳出決算額の推移をみると、平成22年度までは緩やかな増減傾向でありましたが、平成23年度から平成26年度にかけて大きく変動しています。

その要因としては、震災の影響で起きた東京電力福島第一原子力発電所事故に対する風評払拭等事業や県南・会津・南会津地域住民へ交付した給付金事業、小学校新校舎の建設整備をはじめとした学校施設の大規模改修事業などであり、特に平成26年度は歳出総額が70億円を超えました。

なお、義務的経費については、地域住民へ交付した給付金事業を除くと横ばいで推移していますが、投資的経費においては、増加要因となった小学校新校舎の新築事業や橋りょうの耐震補強事業、並びに学校施設の大規模改修事業などの復興関連事業により大きく変動する傾向となりました。

第2章 更新費用の推計

1 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本町が保有する普通会計建物、特別会計建物、インフラ資産について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)¹が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

2 更新費用推計の前提条件（普通会計）

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度（平成27年度）時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	町民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	診療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

¹ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

3 更新費用推計の前提条件（特別会計）

- ① 建築から法定耐用年数の 1/2 の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は 2 年、建替え期間は 3 年とします。
- ③ 2015 年度（平成 27 年度）時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の 20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

※なお、上水処理施設及び下水処理施設については一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」に習い、インフラ施設として更新費用を算出します。

【公営事業会計建物の会計別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
国民健康保険	診療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
上水道	供給処理施設(インフラ系施設)	36万円/㎡	20万円/㎡
下水道	供給処理施設(インフラ系施設)	36万円/㎡	20万円/㎡

4 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の修繕がより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12~20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。
- ② 道路については、路線ごとに一度に整備するものではないため、路線更新状況を年度別に把握して行くのは困難です。その為、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価
1 級市道	15 年	4,700 円/㎡
2 級市道	15 年	4,700 円/㎡
その他の市道	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	2,700 円/㎡

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

[橋りょう]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
PC橋	60年	425千円/㎡
RC橋	60年	425千円/㎡
鋼橋	60年	500千円/㎡
石橋	60年	425千円/㎡
木橋その他	60年	425千円/㎡

[上水道]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ④ 簡易水道についても同様の条件とします。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300mm未満	40年	100千円/m
〃・300～500mm未満	40年	114千円/m
〃・500～1000mm未満	40年	161千円/m
〃・1000～1500mm未満	40年	345千円/m
〃・1500～2000mm未満	40年	742千円/m
〃・2000mm以上	40年	923千円/m
送水管・300mm未満	40年	100千円/m

” ・300～500 mm未満	40 年	114 千円/m
” ・500～1000 mm未満	40 年	161 千円/m
” ・1000～1500 mm未満	40 年	345 千円/m
” ・1500～2000 mm未満	40 年	742 千円/m
” ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m
配水管・50 mm以下	40 年	97 千円/m
” ・75 mm以下	40 年	97 千円/m
” ・100 mm以下	40 年	97 千円/m
” ・125 mm以下	40 年	97 千円/m
” ・150 mm以下	40 年	97 千円/m
” ・200 mm以下	40 年	100 千円/m
” ・250 mm以下	40 年	103 千円/m
” ・300 mm以下	40 年	106 千円/m
” ・350 mm以下	40 年	111 千円/m
” ・400 mm以下	40 年	116 千円/m
” ・450 mm以下	40 年	121 千円/m
” ・500 mm以下	40 年	128 千円/m
” ・550 mm以下	40 年	128 千円/m
” ・600 mm以下	40 年	142 千円/m
” ・700 mm以下	40 年	158 千円/m
” ・800 mm以下	40 年	178 千円/m
” ・900 mm以下	40 年	199 千円/m
” ・1000 mm以下	40 年	224 千円/m
” ・1100 mm以下	40 年	250 千円/m
” ・1200 mm以下	40 年	279 千円/m
” ・1350 mm以下	40 年	628 千円/m
” ・1500 mm以下	40 年	678 千円/m
” ・1650 mm以下	40 年	738 千円/m
” ・1800 mm以下	40 年	810 千円/m
” ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m

[下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【下水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50年	61千円/m
管径 251～500mm	50年	116千円/m
管径 501mm～1000mm	50年	295千円/m
管径 1001～2000mm	50年	749千円/m
管 径 2001mm ～ 3000mm	50年	1,680千円/m
管径 3001mm 以上	50年	2,347千円/m

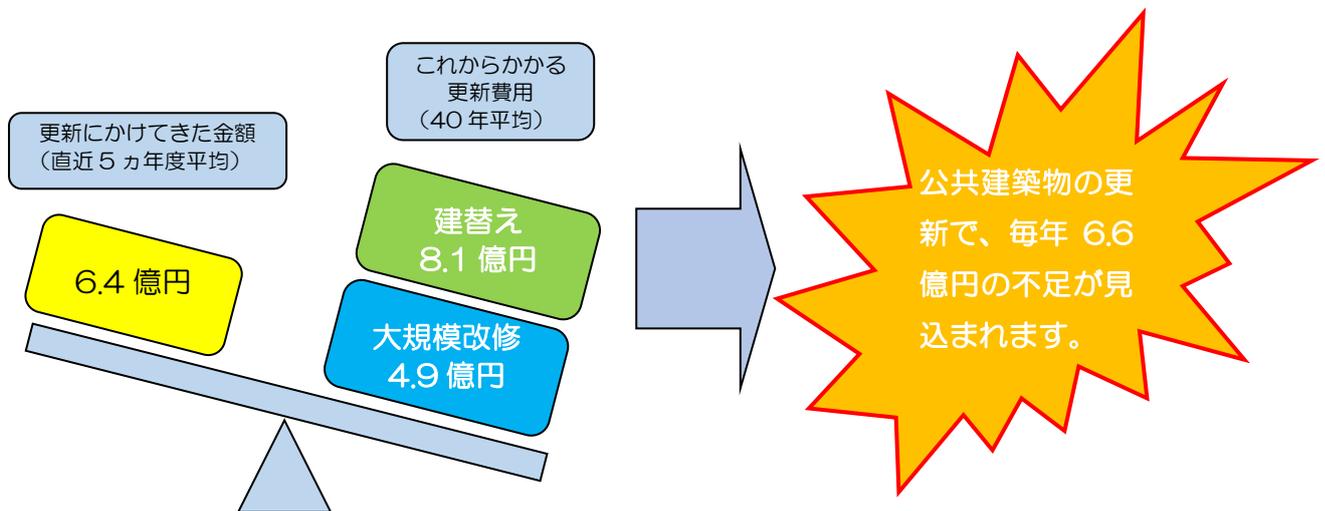
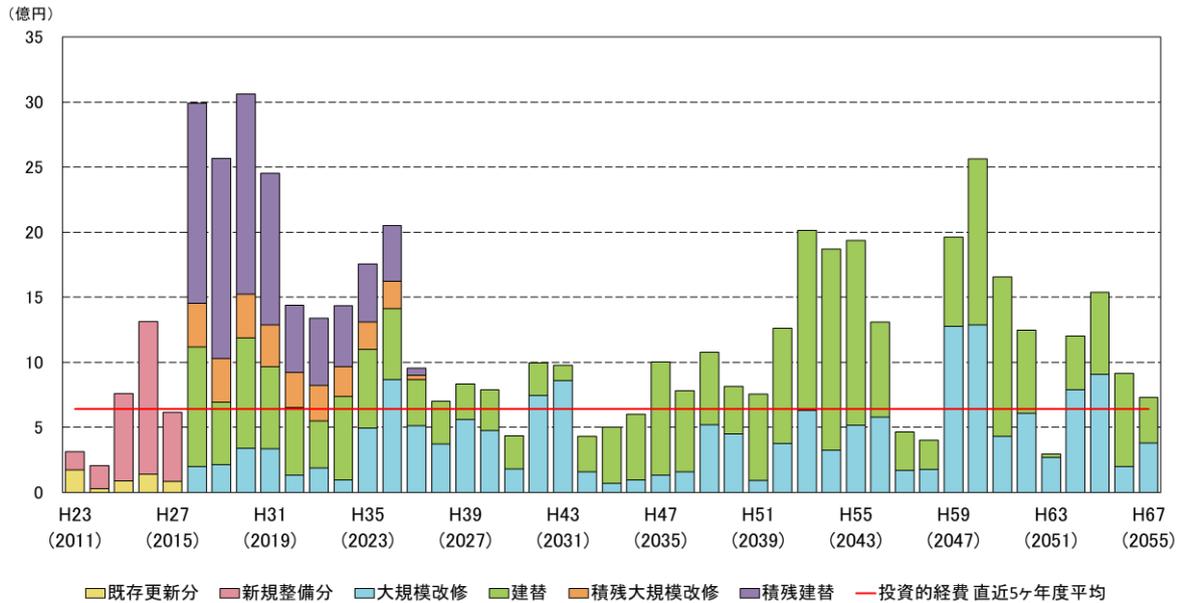
5 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
既存更新分	投資的経費のうち、既存の公共施設の改修等更新にかけた実際の経費
新規整備分	投資的経費のうち、新規の公共施設等の建設等整備にかけた実際の経費
投資的経費 直近5ヵ年度平均	過去年度(H23～H27)にかけてきた、施設整備等にかかる投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	<p>試算開始時点で、既に建物の更新時期(大規模改修・建替え時期)を過ぎているが、更新されずに残されている建物</p> <p>【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合</p> <p>【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。)</p>
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額

6 公共施設の将来の更新費用

公共建築物の更新費用試算

年更新費用試算額（平均額）	13 億円	試算期間の更新費用総額	521.2 億円
投資的経費 直近5ヵ年度（平均額）	6.4 億円	年更新費用試算額との比較	2.0 倍



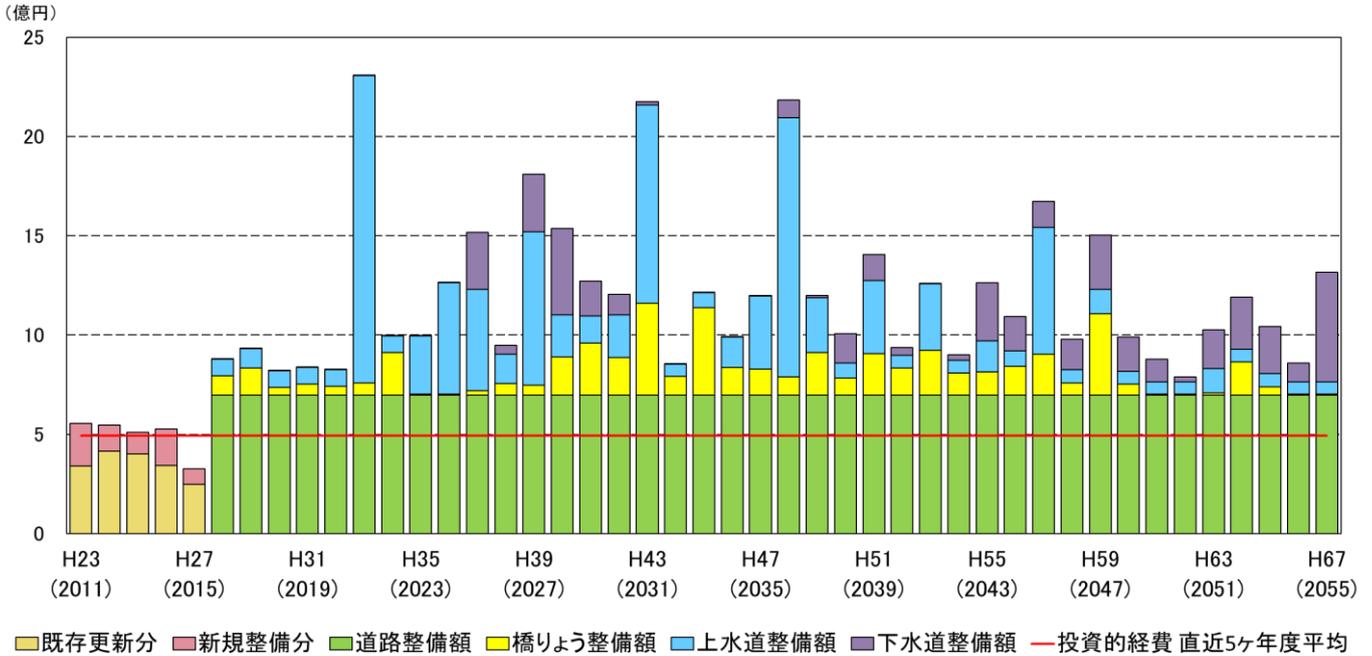
現在、本町が保有する公共建築物を、耐用年数経過後に現在と同じ規模（延床面積）で更新したと仮定すると、今後40年間の更新費用の総額は521.2億円で、試算期間中において平均13億円/年となります。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）の公共建築物にかけてきた投資的経費は、平均6.4億円/年のため、毎年6.6億円の不足が見込まれます。つまり、これまで新規整備・既存更新にかけてきた費用の2.0倍の費用をかけつづけないと、現状の施設を維持更新できないということです。

7 インフラ施設の将来の更新費用

インフラ施設の更新費用試算

年更新費用試算額（平均額）	12 億円	試算期間の更新費用総額	480.6 億円
投資的経費 直近5カ年度（平均額）	4.9 億円	年更新費用試算額との比較	2.4 倍



道路、橋りょう、上・下水道などのインフラ施設についても、公共建築物と同様、老朽化が進めば更新していかなければなりません。

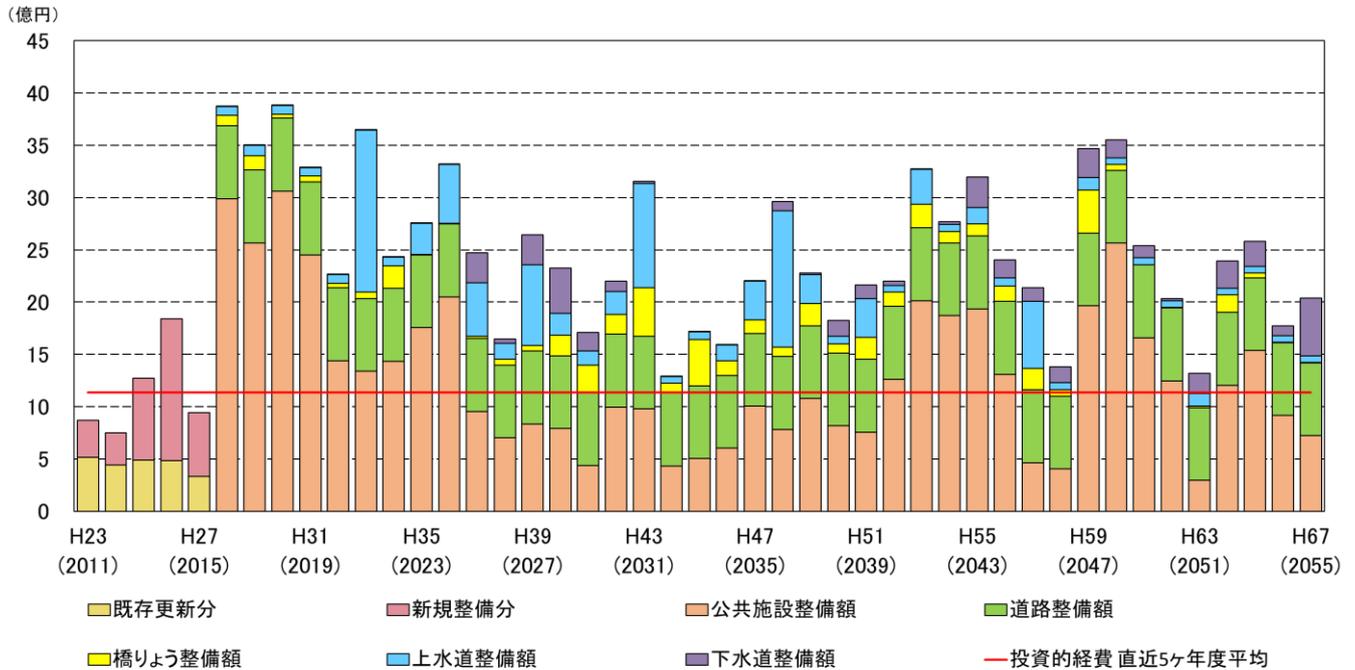
耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定すると、今後 40 年間の更新費用の総額は 480.6 億円で、試算期間における平均更新費用は 12 億円/年となります。過去 5 年間（平成 23 年度～27 年度）における投資的経費は、平均 4.9 億円/年ですので、現状の 2.4 倍の費用がかかる試算となり、公共建築物以上に財政的負担が大きいですことが分かります。

更新費用を年度別でも、すべての年度で新規整備分を含めたこれまでの支出平均額を超過することとなるため、すべてのインフラ施設を維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。

8 公共施設等の将来の更新等費用

公共建築物とインフラ施設の更新費用試算

年更新費用試算額（平均額） 25 億円 試算期間の更新費用総額 1,001.8 億円
 投資的経費 直近5カ年度（平均額） 11.3 億円 年更新費用試算額との比較 2.2 倍



前述した公共建築物とインフラ施設において、今後 40 年間の更新等費用を試算した総額は 1,001.8 億円で、試算期間における平均更新費用は年間 25 億円となります。

本町が過去 5 年間（平成 23 年度～27 年度）、公共施設等にかけてきた投資的経費は年平均 11.3 億円であり、現状の 2.2 倍の費用がかかる試算となりますが、投資的経費は公共施設等の更新費用ばかりではないため、単純に比較できるものではありません。

また、すべての公共施設等を維持・更新することを前提に試算した更新等費用を年度別でも、すべての年度においてこれまでの支出平均額を超過するため、これまで以上に経費をかけていくことは困難であり、この試算費用はとても現実的な数値ではないことがわかります。

よって、今後は人口減少による歳入の減少等も考慮しつつ、本町が定めた施設管理方針により、きめ細やかな施設マネジメントを進めていくことが必要となります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の進行および人口減少によるニーズの変化

本町はこれまでも人口減少が続き、2015年時点で6,582人まで減少していますが、今後もこの傾向は継続し、2040年には3,440人まで減少することが見込まれます。これと同時に、急激な少子高齢化の進行も見込まれます。

人口減少と世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想される中、このような状況変化に合わせた施設規模の見直しや廃止、更には既存公共施設の利活用や整備など適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の老朽化度を延床面積で見ると、老朽化度が80%以上の延床面積は35,187㎡で、町全体の延床面積の45.4%を占めており、老朽化度が100%を超える施設も23,055㎡で全体の29.9%を占めています。また、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は31,660㎡で全体の41.1%にのぼります。安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。

(3) 今後の公共施設等の維持管理

公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度発生し、大規模修繕なども必要となります。このことから、限られた財源の中で計画的な維持管理と今後の公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

・全体に関する基本方針

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

人口減少や財政の縮小など、社会の動きが拡大から縮小に向かうなかで、将来にわたり必要な行政サービスを提供するためには、サービスの質や量、公共施設等に要する費用などあらゆる角度から検討を行い、本町の「身の丈にあった公共施設等の維持管理へ」と見直しを進める必要があります。

② 施設保有量の最適化

未利用施設を含めた全公共施設等を今後同規模で維持すると仮定した場合、更新（建替え・大規模改修）にかかる財源が明らかに不足する結果となったことから、公共施設等の総量縮減は必要不可欠であります。

そのため、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量をあらゆる角度から検討し、普通財産などの遊休施設において、利用状況が低く、老朽化が著しい施設については除却（解体撤去）等を進めるとともに、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換を図ることも重要であります。

③ 計画的な修繕による長寿命化

インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づき計画的な修繕を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

・施設類型ごとの管理に関する基本方針

① 集会施設

公民館は、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の学習意欲の向上、健康の増進、情操を養い、生活文化の振興、地域コミュニティの醸成など重要な拠点となっています。町民の利用状況に応じながらも、最小のコストで必要なサービスを提供できるよう、利用者数の動向及びコスト並びに老朽化の状況を踏まえ、類似施設の集約化や複合化を含めた検討を進めます。

また、コミュニティ施設は、地域住民の交流や学習の活動拠点であるばかりでなく、他の地域の住民との交流を行う場所として利用される施設であることから、点検・診断等を行い、計画的な維持管理を進めてまいります。

② スポーツ施設

スポーツ施設は、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため重要な施設となっています。しかし、老朽化が進んでいる施設が多いことから、利用者数とコストのバランスを鑑みて、適切な経費と施設の在り方を検討する必要があります。

なお、都市公園におけるスポーツ施設は長寿命化計画に沿った施設の更新を行うとともに、必要に応じて公園の利用状況や安全性の向上にも配慮した長寿命化計画の見直しを検討します。

また、町民のスポーツ活動を妨げないよう学校施設の開放など、代替施設の活用可能性も考慮して、今後の施設更新の要否を検討します。

③ レクリエーション・観光施設

レクリエーション施設及び観光施設は、町の主要産業を支える重要な施設であることから、既に指定管理者制度の導入などによりコストの削減に努めていますが、今後はライフサイクルコストの低減を目指し、計画的な維持管理・修繕により施設の長寿命化を図ります。

また温泉保養施設については、来場者が気軽に利用できる施設とすることを前提に据えながら、今後も施設の安全を維持していくため、老朽化所の修繕・改修を実施し機能強化、長寿命化を図ります。

④ 学校教育系施設

西会津町の小・中学校は、平成 14 年度に中学校を、平成 24 年度に小学校を統合し、それぞれ 1 校となりました。

小学校を統合する際の理念の一つは、小中連携教育（一貫教育）ができる学校を創ることであったことから、中学校に隣接して建設し、平成 27 年度から施設一体型の小中連携教育を実施しており、児童が安心・安全に学習できる環境を継続するために、良好な施設環境の維持を図ります。

中学校施設については、建設から 14 年が経過し、修繕箇所が年々増加していることから、施設の状態を把握しながら計画的に修繕を進めていきます。また、光熱水費などランニングコストの削減を図り費用の最適化に努めます。

小・中学校は、公共施設の中でも大規模な施設であり、地域の防災拠点でもあることから、必要な機能が発揮できるよう、安全性能の確保に努めます。

給食センター施設については、日常点検などにより施設の状態を適切に把握し、計画的な修繕や機器の更新により、児童生徒に安心・安全な給食を提供できるよう施設整備に努めます。

⑤ 子育て支援施設

平成 29 年 4 月に認定こども園が開園します。この施設は、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センターの機能を有しており、町の子育て支援の拠点施設として、乳幼児や保護者などの利用者が安全・安心に利用できる環境を維持していきます。

新しい施設であることから、定期的に点検をし、良好に管理していきます。

⑥ 保健・福祉施設

高齢福祉施設は、町民ニーズを的確に捉えながら介護サービスの充実を図ることを目的にしており、整備・運営の推進と施設の機能が発揮されるよう整備の充実等が必要です。また、障がいの ある人が施設で安心して暮らすことができることが求められています。

今後の計画的な点検・修繕・維持補修により、ライフサイクルコストの削減と施設の長寿命化を図っていきます。なお、老朽化している施設については、介護保険事業計画との整合性を図りながら増改築等も計画していきます。

保健施設は、地域における健康づくり・母子保健・老人保健の拠点であり、少子高齢化などを踏まえたサービス体制の充実のため、今後の計画的な点検・修繕・維持補修により、コストの削減と施設の長寿命化を図っていきます。

⑦ 行政系施設

役場本庁舎においては、平成 30 年度に旧西会津小学校への移転を実施いたします。役場庁舎移転の際には、すべての人が使いやすい施設とするばかりでなく、防災時の拠点となることなどを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視していきます。

また、奥川支所については平成 25 年度に旧奥川小学校（奥川みらい交流館）へ支所機能を移転しましたが、新郷連絡所及び徳沢出張所については、施設の老朽化が進んでいることから、修繕を含めた維持管理に努めます。

消防団が使用する詰所兼車庫については、その組織的課題としても少子高齢化や人口減少、雇用環境の変化を要員とした団員減少などに対応するための組織再編の検討が必要となっていることから、それに合わせた実効性ある詰所兼車庫の配置を進めていきます。

⑧ 公営住宅

町公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行い、計画的な修繕・改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め施設の長寿命化を図っていきます。

年数の経過により老朽化が進んだ施設は、人口の推移や長期的な需要の変動など町全体の住宅供給のバランスに配慮しながら、計画的な建替えや用途廃止等の検討を行っていきます。

⑨ その他

公衆トイレは、観光客数や利用状況を考慮し、適切な規模にするとともに、町民や観光客のニーズを踏まえて更新します。

駐車場は、必要に応じて路面の補修や区画線の引き直し等を行い、利用者が安全に使用できるように努めます。

普通財産（貸付）は、点検・診断等により安全が確保できないと判断された段階で早急に使用を中止します。

普通財産（貸付なし）は、利用されていませんが、維持管理費は発生しており、また、防犯上の問題も想定されることから、再利用見込みのない施設は、順次取り壊しを検討してまいります。その際には、解体後の跡地利用についても別途検討し、地域住民のニーズを踏まえて、有効かつ効率的な利用を図ります。

なお、取り壊し対象の施設としては廃校小中学校の校舎・プール・体育館・教員住宅・その他関連施設のうち、廃校施設等利活用計画の中で解体撤去等の方向性が決定した施設や、旧保育所の利活用方針において解体撤去等の方向性が決定した施設を年次計画により整理撤去を進めてまいります。

⑩ 道路

町が管理する道路については、定期的な道路パトロールを実施し危険と判断される場合は直ちに応急補修を実施できないものについては、注意喚起や通行止めを実施し後日緊急度や重要度などに応じて補修等の対応を行います。緊急でないものは重要度や利用状況を踏まえて、維持・修繕の方針を検討します。

今後は、修繕についても計画的に行い、コストの削減と安全確保に配慮した道路管理を行います。

なお、スノーシェッドなどの道路構造物においては、インフラ長寿命化計画（個別計画）により適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施します。

⑪ 橋りょう

橋りょうは町民生活に直結する重要なインフラであり、その状態を健全に保つため、法に基づき定期的な点検・診断を実施するとともに、インフラ長寿命化計画（個別計画）により、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、メンテナンスサイクルを構築していきます。

日常管理については、ライフサイクルコストの縮減を目指して点検・診断等の履歴を集積し、維持管理・修繕・更新・撤去を含む老朽化対策などを計画的に行います。

⑫ 上水道

現在、水道事業、簡易水道等事業の2つの会計を設置し、上水道事業（2会計の総称）を行っています。

上水道事業は、町民生活に直結する重要なインフラ設備であり、平成 28 年度中に策定する経営戦略により、10年間の財政収支見込を計画することで、健全な財政状態を維持していきます。水道事業では、経営戦略のほかに上水道給水区域老朽管更新事業基本計画に基づき、より具体的に老朽管等の更新計画を策定し、修繕・更新を実施しながら維持管理費の平準化に努めます。簡易水道等事業では、地区の現状にあった施設規模を検討していき、最適な施設の維持管理等を図ることで維持管理費の平準化に努めます。

上水道事業では、個別に策定する計画等に則り定期的な設備更新等を図るとともに将来にわたり安定的に事業を継続していくため、使用料の改定等も視野に入れて検討していきます。

⑬ 下水道

現在、下水道施設事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業の3つの特別会計を設置し、下水道事業（3特別会計の総称）を行っています。

下水道事業は、町民生活に直結する重要なインフラ設備であり、平成 28 年度中に策定する

経営戦略により、10年間の財政収支見込を計画することで、健全な財政状態を維持していきます。下水道施設事業及び農業集落排水処理事業では、経営戦略のほかにストックマネジメント計画を策定し、施設・管路等の改築・更新を行いながら、維持管理費の平準化に努めます。個別排水処理事業では、西会津町生活排水処理基本計画に則り、計画的に合併浄化槽の整備を進めていきます。

下水道事業では、個別に策定する計画等に則り定期的な設備更新等を図るとともに将来にわたり安定的に事業を継続していくため、使用料の改定等も視野に入れて検討していきます。

(2) 実施方針

① 点検、診断等の実施方針

法定定期点検に加え、日常の点検を定期的実施するとともに、マニュアルを作成し、適切な点検・診断を行います。また、点検・診断等の実施結果を蓄積し、点検・診断等の実施状況を全庁的に共有します。

② 維持管理、修繕、更新等の実施方針

保有施設等の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ります。また、施設の重要度（利用状況、拠点機能の位置づけの有無等）や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果、危険性が高いと判断された保有施設については、リスク評価を行い、危険の除去により安全の確保を行います。老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない町有施設等については、取壊し等を視野に入れた安全確保を行います。

④ 耐震化の実施方針

特定既存耐震不適合建築物については、随時耐震診断を実施のうえ、耐震補強を実施します。耐震診断実施に際しては、災害避難拠点であるかを勘案したうえで、耐震化の優先順位を決定します。なお、保有施設の昭和55年以前の旧耐震基準で建築された施設のうち、建築から50年以上経過した建物の耐震診断未実施の施設が多くあることから、計画的に耐震診断を実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。そのために保有施設等の耐用年数到来年度（更新対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については必要な長寿命化を実施していきます。なお、施設によって既に個別計画が策定されている場合、個別の計画内容に基づく長寿命化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

町有施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、統廃合ありきではなく、残すべき行政サービスの観点から、機能集約等を含めて検討するとともに複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。また、インフラ施設は、施設の安全管理に努め、更新年数の延長を図り、更新費用を縮減します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本方針を全庁的な取組とするために、関連部署と連携を図りながら保有施設の適正な配置を検討します。

また、その後の計画の進捗状況についても、一元的に管理する体制とします。

保有施設に関する情報は、固定資産台帳や公有財産台帳などと合わせて管理する体制とします。保有施設の利用状況などは、各施設所管課により適切にデータ等の登録を行い、保有施設現状を把握できる状態とします。

職員一人一人が、経営感覚を持って、全体の最適化を意識した保有施設マネジメントの視点を持つため、研修会などを実施していきます。

第4章 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策について

本計画に基づく公共施設等のメンテナンスを推進していくため、今後は平成 28 年度に統一的な基準による財務書類の作成を全庁で取り組むために組織した「地方公会計整備プロジェクトチーム」にて進めていくこととし、固定資産台帳とあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制を構築していきます。

また、必要に応じて本計画の改訂を行うとともに、公共施設の利用状況などは定期的に調査し、その結果を適時に共有するなど各施設の所管課において、公共施設の現状をいつでも把握できる情報管理のシステム構築などを検討します。

なお、町議会や町民との情報共有などについては、本計画において十分な説明を行っていくとともに、本計画に基づく施設の整備にあたっては、できる限り地域や町民のニーズを汲み取りながら進めていきます。

第5章 フォローアップの実施方針について

- ① 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- ② 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本計画を改定します。
- ③ 概ね5年ごとに計画の改定を行っていくことにより、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを行っていきます。

西会津町 総務課 財政係

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3261 番地

TEL 0241-45-2211 FAX 0241-45-4199

Eメール zaisei@town.nishiaizu.fukushima.jp

URL <http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/>